
日本国の京都議定書第7条1に基づく情報

日本国

2008年5月

日本国政府は、決議 15/CMP.1 のパラグラフ 2 に基づき本情報を自主的に提出する。
本情報の内容と規定の対応関係は下表の通り。

京都議定書第7条1 に基づく情報の指針 の関連部分	本情報の該当箇所	
Section D	1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報	page 2
パラグラフ 4	1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報	
パラグラフ 5 - 9	1.2. 第3条3及び4の情報	
Section E	2. 京都ユニットに関する情報	page 2
Section F	3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報	page 2
Section G	4. 国別登録簿の変更に関する情報	page 2
Section H	5. 第3条14に則った悪影響の最小化	page 3

1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報

1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報

初期審査において調整の対象となった箇所はないため、特段の措置は実施していない。

1.2. 第3条3及び4の情報

15/CP10 のパラグラフ2に則り自主的に提出した京都議定書第3条3及び4の情報を参照のこと。

2. 京都ユニットに関する情報

日本国国別登録簿に保有されている京都ユニットに関する情報については、別添の「決定14/CMP.1に基づく Standard electric format for reporting of information on Kyoto Protocol units」を参照のこと。

3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報

特段の変更は実施していない。

4. 国別登録簿の変更に関する情報

- 気候変動枠組条約事務局が作成する技術仕様 (Data Exchange Standard: DES)の本編は更新されていないが、2007年2月23日に初期化プロセスの interoperability test における試験内容を定義した新しい DES annex H のバージョン(バージョン 1.1.001)が公開された。また、2007年5月18日に DES Annex H の最新バージョン(バージョン 1.1.002)が公開された。interoperability test を実施するために、上記に示した改訂版 DES Annex H にあわせて日本の国別登録簿に変更が加えられた。
- 2007年10月23日、自動チェックの結果として ITL から登録簿に送信されるレスポンスコードを定義した DES Annex E のバージョン 1.1.001c が公開され、2007年10月26日には、DES Annex E のバージョン 1.1.001e が公開された。更新された DES Annex E のチェックと整合性が取れるよう、日本の国別登録簿の内部チェックが変更された。
- 日本の登録簿管理者情報が変更となった。
- 2007年11月、日本の国別登録簿は ITL と接続し、本番環境において、本格運用を開始した。
- 登録簿管理者と口座保有者が、口座内の任意の京都ユニットの情報を帳票出力できる新しい機能がリリースされたが、国際間の通信を必要とする機能ではないため、ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2007年11月からの本番運用に基づき、口座情報と2007年分の保有量とトランザクション情報を公開している。
- 2007年12月に国別登録簿システムのハードウェアを更改した。

5. 第3条14に則った悪影響の最小化

第4回日本国報告書には、「我が国としては（中略）開発途上国に対する社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小限にする方法で京都議定書の約束を履行するよう努める」とある。しかし、その評価方法は現在国際的に協議中であり、現時点では評価できないものとする。

